

自動車リサイクル法の新規・更新許可申請に係る提出書類（解体業）

（受付： 年 月 日 担当： ）

提 出 書 類		備 考
1	解体業許可申請書	様式第五 新規：78,000 円、更新：70,000 円
2※	処理施設の構造を明らかにする図面	平面図，立面図，断面図，構造図，設計計算書
3※	位置図	1 万分の 1 程度の土地利用が判る地形図
4※	事業場の付近図見取図	2,500 分の 1 程度のもの（住宅地図等）
5※	事業場に係る土地の登記簿謄本	発行日より 3 ヶ月間有効
6※	地番集合図又は公図の写し、土地所有者一覧	様式 3 地番集合図・公図の写しは、発行日より 3 ヶ月間有効
7※	土地及び施設の所有権を証する書類	所有権を有しない場合は、使用承諾書等が必要
8	事業計画書	事業計画書及び収支見積書（様式 1・様式 2）
9	収支見積書	
10	住民票（本籍地（外国人の場合は国籍等）記載） 登記事項証明書（株主・出資者が法人の場合） 登記されていないことの証明書（後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書）	法人：役員，政令使用人，株主及び出資者（百分の五以上） 個人：申請者，政令使用人 申請者が未成年の場合：法定代理人（上記に加えて提出） 発行日より 3 ヶ月間有効
11	法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 及び定款又は寄附行為	申請者が法人の場合のみ必要 発行日より 3 ヶ月間有効
12	欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書	
13	その他市長が必要と認める書類	
	標準作業書	
	同時申請（届出）に関する申立書	

※が付いている書類については、更新時に前回の内容と変更がない場合に限り、添付を要しない。